- (一社) 茨城県建築士会会長 殿
- (一社) 茨城県建築士事務所協会会長 殿

## 茨城県土木部都市局建築指導課長 (公印省略)

## 建築確認申請における現地調査表の改正等について

茨城県では、令和7年4月1日から全域(水戸市を除く)において、宅地造成及び特定盛 土等規制法(盛土規制法)の宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域に指定されま す。

これに伴い、建築確認においては、建築基準関係規定(建築基準法施行令第9条)である 盛土規制法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項、第35条第1項の規定への適合 を審査する必要があるため、今般、現地調査表に盛土規制法の該否欄を追加することしたの でお知らせいたします。

改正様式の適用日は令和7年4月1日としております。経過措置として、当分の間、従前の現地調査表も使用することができることとしますが、貴会からも現地調査表の改正について会員への周知の御協力をお願いいたします。

なお、盛土規制法の各規定の該否チェックにあたっては、「【盛土規制法】許可又は届出対象の判定チェックシート」を茨城県土木部都市局建築指導課のホームページに掲載しておりますので、ご活用ください。

また、令和4年建築基準法改正(4号特例見直し)を踏まえ、中間検査の申請時に添付をお願いしている中間検査チェックシートの一部も改正(〈木造軸組工法〉の「検査時に必要な図書」の欄に「工事写真(中間検査時に隠蔽される部位で各工程の施工監理上重要な箇所)」を追加。改正様式の適用日は、令和7年4月1日。)したので、併せてお知らせいたします。

## 【担当】

土木部都市局建築指導課建築G 電話 029-301-4727